

2020年（令和2年）1月10日

東京地方裁判所民事第1部 合議係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 中野 和子

弁護士 鈴木 さとみ

意見陳述書

1. 原告について、

本日は、意見陳述の機会をいただき、ありがとうございます。

原告である消費者機構日本は、消費者被害の拡大防止と集団的消費者被害の回復のために活動しております NPO 法人です。法律専門家と消費生活の専門家の参加により活動実績を積み上げ、政府より消費者契約法及び消費者裁判手続特例法に従い適格消費者団体及び特定適格消費者団体の認定を受けております。

2. 消費者裁判手続特例法について

2016年（平成28年）10月に、共通の原因で相当多数に生じた消費者契約被害の回復をはかるために、消費者裁判手続特例法が施行されました。本訴訟は、同法にもとづく3件目の訴訟となります。

消費者裁判手続特例法にもとづく被害回復訴訟は、手続きを大きく二段階に分け、一段階目である共通義務確認訴訟については、特定適格消費者団体が原告となり提訴をします。そして、一段階目で相手方事業者の金銭支払い義務が認められて後、二段階目の手続きである簡易確定手続を開始し、この段階で被害者が手続きに参加することになります。

被害者にとっては一人で訴訟を提起することが困難な少額被害であっても、団体が多数の被害者全体のために訴訟を提起することができます。そして、多数の消費者が共通の原因で被害にあっている事案について、その被害を回復するということは、社会における公正の実現をはかることに他なりません。

3. 本件訴訟及び属性による差別の問題について

社会における公正の実現という観点から言えば、本件は、公正であるべき大学入試の選考基準を著しくゆがめた事案です。被告は、女性であることと浪人年数をもって、選考において明らかに不利益な取り扱いを一次試験においてシステムティックに行っていました。さらに女性差別については二次試験においても行っていました。このような行為の責任を明確にすることは、被害の回復にとどまらず、大学入試の選考を公正なものにたやすという社会的意義を有しています。

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義しています。この基本法が施行されて20年余になりますが、一方で、大学入試という最も公正であるべき機会において、女性というだけで不利益な扱いがされていたということは、大変深刻です。

この基本法施行後は、就労環境の整備等で女性も男性も働きやすい環境をつくり、ともに貢献できる医療現場を形成していくことが社会的にも要請されていました。それにもかかわらず、男性も耐え難いという職場環境の抜本的改善はすすんでいません。女性では男性のように酷使できないことが要因となり医学部入試において不公正な選考により男性を優先して合格させているとは、基本法の本質に対する無理解も甚だしいといえます。被告の第三者委員会緊急一次報告書においては保育所や授乳室の整備等職場において女性活躍推進の努力をされていたと記載されていますが、教育機関である大学として、肝心な入学試験においてあからさまな女性差別をおこなっていたことは、女性の尊厳を踏みにじる行為であり、断じて許せません。

同時に、入学試験は、受験時点での学力等で判断されることが教育の機会均等を定めた教育基本法第4条に基づき当然のことであり、年齢で一律に不利益な扱いを受けることとなる浪人生に対する差別的取り扱いも、許容できません。まして先の報告書によれば、「学生募集要項等において合否判定にあたり浪人年数が基準とされる旨の記載が確認されない」と指摘されています。

受験生は、医学部入試という1点を争う熾烈な受験競争の中で、努力してきたのです。それにもかかわらず、一次試験においても二次試験においても、学力以外の性別や浪人といった属性で不利益取り扱いをされていたのです。さらに問題の大きい選考基準であるがゆえに、そのことを秘されていたのです。これらは、公正な選考を受けられるものとして受験に臨んだ受験生に対する背信といわざるを得ません。

また、本訴訟に先行した東京医科大学を被告とした共通義務確認訴訟では、同大学は、どの大学を受験するかについては、選考基準による有利不利だけで決めるものではなく、学風、教育内容、学費、大学の立地など多様な考慮要素があると主張していました。被告の主張は現時点で明らかではありませんが、本訴訟においても同様の主張をするのであれば、それは、合格を目指して受験する中での、属性により不利益を課した差別的選考という重大な問題を、他の考慮要素と同等に評価しているという点で、価値判断を誤っていると言わざるを得ません。

4. 裁判所へ

裁判所におかれましては、公正な選考を期待して努力を重ねた受験生が、思いもしない属性による不利益な扱いをされたという事態の重要性を受け止めていただき、今後、不正な得点調整が根絶されるようなご判断をお願いしまして、意見陳述といたします。